

# 寝屋川市総合教育会議

令和5年11月16日（木）午後1時30分から  
議会棟5階 第2委員会室

## 会議次第

- 1 開会
- 2 寝屋川市教育大綱（素案）について
- 3 閉会

# 寝屋川市教育大綱(素案)

昨今の急速な技術革新や、社会構造の変化などにより、未来を見通すことが非常に困難な時代です。また、特に本市は都市部周辺にあるというその立地から、子どもたちの家庭環境も多様化し、格差が生じつつあり、これによる子どもたちへの影響も懸念されます。こうした時代にあって、自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって、たくましく生き抜いていくためにはどのような「教育」が必要なのか。

私は、子どもたちが世の中にあふれる情報を正しく取捨選択し、自ら考え、自らの考えを持ち、「精神的な自立」を得ることが、周辺の様々な影響を排して「生き抜く力」を育成し、子どもたちの成長や人格形成につながると考えます。

現在、本市では、論理的思考力を身に付ける「寝屋川教育（方式）」の確立に取り組んでいます。この取組をさらに推進することで、「考える力」をベースとした「学力」・「体力」などの一層の向上につなげることが急務です。

子どもたちが将来、力強く社会を生き抜く力を育てていくことが社会全体の願いであり、学校・家庭・地域はもとより、関係機関、関係団体等との連携を深め、市民から信頼され、評価される教育の実現とともに、本市の特色ある取組により、市外からも選ばれる「寝屋川教育」の実現を目指します。

本市の教育改革に先立ち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をここに策定します。

令和6年 月 広瀬 慶輔

# 基本理念：『“寝屋川”だから学べる』

寝屋川市だから学ぶことができる特色ある「寝屋川教育」の確立に向け、教育内容、教育環境の2つの視点から本市の教育改革を推進します。

## 1. 「考える力」の育成

子どもたちが将来、自らが身に付けた論理的思考、考える力を活用し、自らの可能性を広げ、感性や創造性を最大限に発揮することが出来るよう、ディベート教育を中心に据え、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性を醸成します。

また、「考える力」をベースに、基礎から発展につながる「学力」、様々な理論に基づき鍛えあげる「体力」などを確実に身に付けさせることにより、子どもたちの「生き抜く力」を育みます。

さらに、「寝屋川スタンダード」を一層充実させることにより、寝屋川市として指導方法の標準化を進め、これらを総合して、新たに就学前教育をも含んだ形の寝屋川市だから学ぶことができる特色ある「寝屋川教育」を推進します。

## 2. 「安心して学べる教育環境」の整備等

子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を引き続き整備します。

「寝屋川モデル」として全国から注目されているいじめ対応をさらに充実・強化するとともに、要望の多いトイレを始めとする学校施設の改修や屋内運動場へのエアコンの設置、おいしい給食の提供などを進めます。

また、施設一体型小中一貫校である市立望が丘小学校・中学校を新たなまちづくりのメインアイコンとして位置づけるとともに、9年間の継続した学びの中で寝屋川市独自の教育を実現するため、全市的な小中一貫校としての取組を推進します。

不登校の子どもたちを始め、すべての子どもたちに教育の機会を保障する取組を進めます。また、放課後児童対策等における取組や、人生100年時代を見据えた生涯学習や文化・スポーツ活動の拠点の整備など、社会教育を含む総合的な教育環境づくりを推進します。

### 対象期間等

策定から概ね4年間の大綱とし、大綱の実現に向け、実施計画を策定し取組を推進するとともに、市と教育委員会が相互に協力・連携します。

寝屋川市教育大綱(素案)について、みなさんの意見を募集します  
－パブリック・コメント手続－

## 1 寝屋川市教育大綱(素案)とは？

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、地方公共団体の長はその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなっており、市長と教育委員会で構成する「寝屋川市総合教育会議」において協議した内容を踏まえ、策定するものです。

令和2年度から令和5年度を対象期間としていた寝屋川市教育大綱(令和2年3月策定)が期間満了となるため、今回新たに大綱を策定します。

※ 資料は、教育政策総務課、市民情報コーナー、市立中央・東・駅前図書館、各シティステーション、堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。(配布しています。)

## 2 意見の提出方法

### (1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を持つ人
- カ この案件に利害関係を有する人

### (2) 意見の募集期間

令和5年12月4日(月)～ 令和6年1月9日(火)

### (3) 提出方法

下の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。

直接持参の場合は、平日午前9時から午後5時30分までをお願いします。様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

※ 提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、個人情報の保護に関する法律に基づいて、適切に扱います。

※ 政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※ 電話など口頭による意見の受付は行いません。

### (4) 提出先・問い合わせ先

寝屋川市 学校教育部 教育政策総務課(市役所東館2階)

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-813-0070(直通) FAX 072-813-0083

E-mail: kyouiku@city.neyagawa.osaka.jp

### (5) 提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらましと、意見に対する考え方を公表します。

※ 個々の意見に対して、直接回答はしません。

